

(様式第1号)

平成29年度 第1回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	平成29年10月10日(火) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 寺見 陽子 副委員長 麻木 邦子 委員 瀧川 光治 委員 鎮 朋子 委員 野村 智子 委員 有田 法代  事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部子育て推進課長 伊藤 浩一 こども・健康部主幹新制度推進担当課長 和泉 みどり こども・健康部主幹子育て施設担当課長 長岡 良徳 こども・健康部子育て推進課保育係長 長澤 淳子 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課教育・保育担当主査 上埜 吉美 こども・健康部子育て推進課保育係主任 林 幸代 こども・健康部子育て推進課施設整備係主事 内野 裕太 こども・健康部子育て推進課施設整備係主事補 宮本 朗
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 委員委嘱
- (3) 委員長・副委員長の選出
- (4) 会議運営上の説明

<議題>

【報告事項】

- (1) 市立幼稚園・保育所のあり方について

【協議事項】

- (1) 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について
- (2) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

## 2 提出資料

資料1-1 市立幼稚園・保育所のあり方について

資料1-2 「市立幼稚園・保育所のあり方」の当初公表分との変更内容について

資料1-3 分庁舎における私立小規模保育事業所及びハートフル福祉公社敷地における私立認可保育園の整備について

資料2-1 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について（概要）（案）

資料2-2 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集にかかる諸条件（案）

資料2-3 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール（予定）（案）

資料2-4 保育所・小規模保育事業A型の設置運営事業者の選定方法（案）

資料2-5 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者選定基準（案）

資料2-6 公募物件の位置図等

資料2-7 採点方法について（案）

参考資料 昨年度に実施した募集における応募書類等

## 3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(2) 委員委嘱

【委嘱】

【委員・事務局自己紹介】

(3) 委員長・副委員長の選出

(事務局内野) 委員長，副委員長の選出に入ります。芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会規則第2条第2項により，委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが，どなたかご推薦はありませんか。

(瀧川委員) 寺見先生が良いと思います。前回もこの委員会の委員長を務めておられご経験も豊かですし，今の芦屋市の状況等もよくご存じだと思いますので，私は寺見先生を推薦したいと思います。

(事務局内野) 他に推薦はございませんか。

【他の推薦なし】

(事務局内野) では寺見先生に委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

次に副委員長につきましても委員の互選となっておりますが，どなたかご推薦ありませんか。

(鎮 委 員) 昨今の保育事業者をめぐるニュースを拝見しておりますと、事業者の財務面の確認することが重要な項目だと存じますので、ここは税理士の麻木先生に副委員長を務めていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

(事務局内野) 他に推薦はございませんか。

**【他の推薦なし】**

(事務局内野) では麻木先生に副委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

**【委員長，副委員長 座席移動】**

**【寺見委員長一挨拶】**

**【麻木副委員長一挨拶】**

**(4) 会議運営上の説明**

(事務局宮本) それでは、事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。会議における発言内容や委員名は公開が原則です。議事録を正確に作成するために、会議内容は録音させていただきたいと思っております。また、ご発言の際には委員長の指名を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

続きまして本日は委員6名の内、6名が出席ということで、会議が成立していることをご報告させていただきます。

まず、会議の公開の件について、委員長いかがでしょうか。

(委 員 長) 委員の皆さま、ただいまの事務局からの説明で、公開の件についてはよろしいですか。

**【全員異議なし】**

(委 員 長) 事務局から本日の資料の確認を行ってください。

**【事務局より資料確認】**

**<議題>**

**【報告事項】**

**(1) 市立幼稚園・保育所のあり方について**

(事務局田中) 報告事項1「市立幼稚園・保育所のあり方について」10分程度お時間をいただき、説明させていただきます。それでは、資料1-1をご覧ください。

こちらの資料は、平成28年度施政方針に掲げておりました、「公立幼稚園及び公立保育所の適正規模についての検討」につきまして、本年2月13日に公表をさせていただいた当初の内容でございます。現在は変更になった部分がございますが、経過を報告するため当初公表分の説明をさせていただきます。

1頁に全体の概要を記載しておりますが、2頁でそれらを図示しておりますので2頁をご覧ください。

この図の見方ですが、左側の列が幼稚園、真ん中の列が今回変化があるところ、

右側の列が保育所, さらに一番右側の列が待機児童などの状況の数字を記載しており, このような4列で表示しております。また, 北から南へ順番に上から下へという流れでございます。

変更点を中心に説明をしますが, 一番上は公立幼稚園が8園体制から4園体制に, 公立保育所は6か所体制から2か所体制にするとしております。点線は中学校圏域を示した線でございます。一番上の点線のくくりの山手圏域で変わるところは, 朝日ヶ丘幼稚園と岩園幼稚園を, 岩園幼稚園に統合するという内容です。

2つ目の点線のくくりの精道圏域ですが, 精道幼稚園と精道保育所を統合し, 公立の幼保連携型認定こども園を開園させるという内容です。その下の打出保育所と大東保育所についてですが, それぞれ運営主体を公立から民間法人に移管することとしており, 移管時期については, 打出保育所は平成31年4月に, 大東保育所は平成34年4月としておりました。その下については今回の選定委員会に関するのですが, 現在市役所の東隣の更地となっている場所に分庁舎を建設しますので, その1階部分に私立の小規模保育事業所の開園を予定しております。その下についても, 今回の選定委員会に関するのですが, 芦屋ハートフル福祉公社の敷地に, 私立の認可保育所を誘致するという内容です。その下, 宮川幼稚園, 伊勢幼稚園, 潮見圏域の新浜保育所を統合いたしまして, 西蔵町市営住宅の敷地に公立の幼保連携型認定こども園を開園させるという内容です。こちらの資料に記載の名称は, あくまで仮称でございます。

3つ目の点線のくくりの潮見圏域ですが, 変更箇所としましては, 先程説明いたしました新浜保育所について精道圏域への移動が発生し, それから図の中には記載がございませんが浜風夢保育園は平成30年3月末で閉園となる予定です。

これらの当初公表分に対し, 多数ご意見・ご要望をいただき, 「あり方」をよりよくするため, 変更をいたしましたので, 変更内容を説明させていただきます。資料1-2「市立幼稚園・保育所のあり方」の当初公表分との変更内容について」をご覧ください。

項番1「山手圏域における保育定員の確保について」ですが, 当初公表しました内容では山手圏域での整備が困難であることから, 引き続き検討する, としておりましたが, 朝日ヶ丘幼稚園の敷地を活用して, 駐車場の確保やスクールゾーン等の課題の解決を検討したうえで, 平成33年4月開園の私立幼保連携型認定こども園の誘致を進めてまいります。

続きまして項番2「市立打出保育所の民間移管について」ですが, 市立打出保育所の民間移管について, 移管時期を当初公表分の平成31年4月から平成34年4月へ変更をいたしました。社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設の維持・改修等が見込まれ, 限りある資源を有効に活用することが必要となることから, できるだけ早期に民営化を実施する必要があると考えておりましたが, 様々なご意見・ご要望について検討しました結果, 大東保育所と同じ時期である平成34年4月の民間移管とさせていただきます。

最後に項番3「西蔵町市営住宅跡地の市立認定こども園について」ですが, (1)としまして, 統合の枠組みを変更し, 伊勢幼稚園と新浜保育所の統合として定員規模186名, 内訳は1号認定子ども90名, 2号・3号認定子ども96名の市立幼保連携型認定こども園とし, 子育て支援施設を併設いたします。そのため, 宮川幼稚園は引き続き幼稚園としての運営を行います。西蔵町市営住宅跡地での認定こども園の定員規模が縮小されたため, 3歳児の1号認定子どもの定

員が減少したことと、保育定員についても予定していたものよりも少なくなったため、(2)に記載のとおり、伊勢幼稚園敷地を活用し、定員150名程度とする私立幼保連携型認定こども園の誘致を進めてまいります。

朝日ヶ丘幼稚園及び伊勢幼稚園を活用することで、山手圏域の待機児童の解消だけでなく、市全域での3歳の1号認定子どもの選択肢も増えるものと考えております。

2頁では今説明させていただきました変更内容を反映したものを図示しておりますが、時間の都合上説明は省略させていただきます。

最後に、今回の選定委員会に関係しております分庁舎と芦屋ハートフル福祉公社敷地における施設整備について説明させていただきますので、資料1-3をご覧ください。

市立幼稚園・保育所のあり方において、平成30年秋以降に小規模保育事業所を分庁舎に開園させ、平成32年4月に芦屋ハートフル福祉公社敷地を活用した認可保育所開園を目指して整備することとしております。

これら2つの施設につきましては、同じ精道圏域であること、整備時期が近いことと合わせ、小規模保育事業所と認可保育所を連携し運営することでより質の高い保育を実施するため、運営事業者を一括で公募したいと考え、本日選定委員会を開催させていただいたものです。分庁舎の小規模保育事業所については平成30年秋以降としていましたが、この資料に記載しておりますように平成31年1月開園に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

(委員長) 事務局から説明がありました。委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いいたします。

(副委員長) 資料1-2の表で、今回の選定委員会に関係する施設は分庁舎の小規模保育事業所とハートフル福祉公社跡地の認可保育所ですが、長期的にこの表で委員会に関係するところはどこか教えてください。

(事務局田中) 資料1-2の2頁の図を使いまして説明します。今回の選定委員会では左から2列目の緑の枠の下から4個目と5個目が関係するところです。長期的に見ますと、時期等は未定になりますが、緑色の部分については全て私立を誘致します。上から、朝日ヶ丘幼稚園への誘致を進めたいとしております私立の認定こども園、打出保育所と大東保育所の民間移管に関する事業者についてもこちらの選定委員会で選定いただくことになろうかと思っております。伊勢幼稚園敷地に私立認定こども園を誘致したいという件にも選定委員会が関わってきます。時期等についてはいつと対外的に発表できるものはありませんが、長期的に選定委員会に関係すると思われるものは以上です。来年4月に開園する2つの事業者についてはすでに決定していますので、こちらで諮る予定はありません。

(野村委員) 浜風夢保育園が廃園になるとのことですが、こちらには何人のお子さんがいますか。

あと、待機児童ですが、1-1と1-2では待機児童の数が市全体で半年の間に100人増えています。なぜこのような数字が出てきたのか教えてください。

(事務局田中) 浜風夢保育園には3、4、5歳児が通っています。定員としましては60名でして、10月1日ですと浜風夢保育園は63名が利用しています。年齢の内訳は3歳児が21人、4歳児が22人、5歳児が20名となっています。5歳児は来年度小学生になりますので、受皿が必要なのは3歳児の21人と4歳児

の22人になります。こちらの方々についての行先ですが、浜風夢保育園は浜風小学校の校舎を間借りして運営しておりまして、横に浜風あすのこども園という認定こども園が開園しますので、4歳児と5歳児の定員としては25人ずつの定員が予定されていますので、受入れとしては整っている状況です。これが1点です。

もう1点の年度途中で当初から100人待機児童が増えていることにつきましては、4月1日が入所待ち児童が一番少なく、月日が経つにつれ育休明けの保護者が増えますので3月末が一番多くなる傾向があります。現段階で100人増えています。

(野村委員) 平成29年9月現在の待機児童がこの人数で3月になると増えるということでしたら、増えていくことを考えて、それを推測しての255人ですか。

(事務局田中) 資料1-2の2頁の一番右の列の一番下に記載のある平成29年9月現在の待機児童の人数については今年度末に向かって何人になるのか見込めているわけではありません。あり方を2月に発表した時に357人の待機児童がいましたので、その分の枠を市全体の再編整備の中で確保していくということです。昨年度の2月の公表段階では357名いまして、374名分の増設の見込みをしていました。今回につきましては3月末の段階での人数ははっきりとは見込めていませんが、仮に昨年同様350名や360名弱になるのであれば、右列の一番下の枠に記載のあるとおり、増設見込としているのは406人から491人ですので、現在の段階で変更後のあり方の中で示した保育定員枠が不足することが明らかとは考えていません。

(委員長) 非常に重要な案件ですが、いたちごっこなので、どこの市町村も苦勞されていると思います。

(副委員長) この委員会では関係ないことかもしれませんが、これだけ増設して肝心の保育士の確保は大丈夫ですか。

(事務局田中) 今後事業者を選定する上で、この点も非常に重要な項目になると思います。離職率が高い、ベテラン保育士がいない、ギリギリの人数で回しているということ等は重要になると思います。少なくとも来年4月に開園する2つの事業者につきましては、採用状況は苦勞はされていますが、問題が生じているとは聞いていません。力のあるところ、園がたくさんあるところは異動という手段もあります。全員新規採用しなくても既存園から集めることもありますので、現在お伝えできることは来年の2園については来年度の採用状況が厳しいとは聞いていません。

(委員長) 選定委員会とは関係ありませんが、保育士の教育を芦屋市がどのように考えているのか、キャリア教育が必要になると思いますが、これは別の案件になると思います。

特にないようでしたら、事務局は次の資料説明を行ってください。

#### 【協議事項】

(1) 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について

(事務局田中) 協議事項1「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について」を説明させていただきます。この協議事項につきましては、資料2-1から資料2-7までと参考資料が関係しますが、募集条件とスケジュールに関することを前半とし、選定方法に関することを後半として分けて説明をさせていただきます。

す。まずは前半の募集条件とスケジュールに関する説明を15分程度で予定しております。よろしくお願いいたします。

まず初めにお伝えさせていただきたいこととしましては、前半と後半で説明は分けさせていただきますが、この議題に関するいずれの資料につきましても、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度が開始することに向けた取組から数えますと、幼保連携型認定こども園の公募については2回、小規模保育事業の公募については3回行ってきておりまして、それらの内容を基に整理させていただいた資料になっています。そのため、ここからの説明につきましても、今回の募集における特徴的なこと等を中心に説明をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

それでは、資料2-1をご覧ください。

タイトルの下に記載しています3行の文章のうち2行目の括弧内に「両方の施設を設置運営する事業者」と記載していますとおり、今回の募集では、保育所と小規模保育事業のそれぞれの運営事業者を公募するのではなく、両方の施設を設置運営する事業者を募集させていただきたいと考えております。

ここで一点、用語の解説をさせていただきます。小規模保育事業A型と記載していますが、0歳児から2歳児を対象とした小規模保育事業にはA型・B型・C型と3種類ございます。そのうちA型だけが、保育に直接従事する職員は全員保育士資格を有することを求められており、現在市内にある5か所の小規模保育事業所もすべてこのA型となっております。本市では、これまで、事業者確保の観点から保育士の一部が保育士資格を有していなくてもよいB型と併せて募集をし、A型に優先選定されるような形で募集していましたが、今回よりA型に限定して募集を行いたいと考えております。

さて、項番1「募集する場所」ですが、保育所を公募するのは、現芦屋ハートフル福祉公社の敷地とし、小規模保育事業A型を募集するのは、これから建設する分庁舎の一階部分としております。位置関係を確認いただくために、資料が前後して申し訳ございませんが、資料2-6公募物件の位置等を記載した資料をご覧ください。1頁の左側の図では、市全域における位置関係を示しており、右側の図では拡大位置図をお示ししております。右側の図の左上部分に市役所が記載されておりまして、分庁舎は市役所の東に位置し、芦屋ハートフル福祉公社は市役所から国道43号を渡って東に行ったところになり、双方が非常に近接した整備予定地となっております。それでは、小規模保育事業について分庁舎内における配置図を2頁に記載していますので、裏面をご覧ください。斜線部分が小規模保育事業のスペースになりまして、図示しているものは整備の例でございます。小規模保育の出入り口は図の左上部分に「保育所」と書かれた専用の出入り口があり、分庁舎の出入り口は左下の「主玄関」と書かれたところから出入りが行われますので、動線は分離されております。

資料2-1の1頁にお戻りいただけますでしょうか。

項番2「開園年月日」ですが、保育所が平成32年4月1日となっておりますのは、まず平成30年12月末に分庁舎が完成し、現芦屋ハートフル福祉公社が分庁舎に引越した後になければ、現芦屋ハートフル福祉公社の既存建物の解体や保育所新園舎の建設に着手できないことから、このような開園日を予定しております。また、小規模保育事業については、平成30年12月末には分庁舎は完成し、供用開始とともに開園ということで記載をしております。

項番3「土地・建物等の条件」ですが、調整中という記載の部分について説明をさせていただきます。まず、「(1)保育所の土地について」では、今回市の土地を活用して募集する訳ですが、その貸付け条件についてどうするのか市内で調整をしております。次に、「(2)建物について」の「ア保育所」についても、現芦屋ハートフル福祉公社の既存建物の取り扱いで、解体は市が行うのか、浜風幼稚園舎を解体した事例のように事業者にしていただくのか等、その手法を調整しております。それから、「イ小規模保育事業A型」の「(イ)賃貸料について」は、現在市内の5か所の小規模保育のうち4か所が市で公募し、残りの1か所は本市の委託事業でしたグループ型家庭的保育事業から移行いただいたものですが、いずれの事業者も賃貸料を支払いながら運営いただいておりますので、そのこととのバランスを踏まえ、どうするのが良いかということを検討しております。いずれにつきましても、選定委員の皆様にご決定していただく事項ではなく、行政がどう考えるのかということでございますので、公募を開始するまでにはきちんと決定しておきたいと考えておりますこと、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

項番4「応募資格」についてですが、(2)に記載のとおり、今回の募集においては、保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園という児童福祉施設を3年運営していることを条件としております。その理由としましては、児童福祉施設である保育所を公募することから、児童福祉施設の運営をしていることを条件といたしました。また、3年の運営実績については、これまでに実施してきた幼保連携型認定こども園の公募条件においても3年ということを取り組んできたことを踏まえたものです。ここで一点だけお伝えしておくこととしましては、これまで公募してきた幼保連携型認定こども園を私立で運営するとなると、設置主体は社会福祉法人か学校法人に限られますが、保育所や保育所型認定こども園については、設置主体に制限がございませんので、極端な例で申し上げますと、株式会社でも、個人でも、保育所等の運営実績が3年あれば応募する資格についてはあるということになります。ただし、保育所整備の補助については、社会福祉法人などの限られた法人しか補助対象にはなりませんので、株式会社や個人が応募されたとしても、補助を受けることはできません。

項番5及び項番6についてですが、これまでに実施した公募条件と大きな変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

項番7及び項番8については、後程説明をさせていただきますので、一旦先に進めます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。すべての内容を説明しますと時間が足りませんので、主な部分だけを説明させていただきます。

項番2「利用定員に関すること」についてですが、保育所については60人から80人の定員で事業者の提案としており、小規模保育事業については19人ということで指定させていただきました。それから(3)の、1行目後半のなお書きがございしますが、これは小規模保育事業の2歳児が卒園する際に、保育所に転所できるだけの定員枠を設けておくことを求めるものです。その理由としましては、現在、市全体では、2歳児と3歳児の定員が逆転している状況がありますので、2歳児までの小規模保育事業を整備するにおいては、さらに定員の逆転を乖離させる状況にはしないように求める条件になっております。その

うえて、小規模保育事業からの持ち上がりを受け入れるだけでなく、その他の施設から3歳に上がるお子さんも受け入れていただくよう、市の利用調整に協力することを求めるものです。

2頁をご覧ください。

項番4「施設運営・事業内容に関すること」の「(2)個別的配慮を要する子どもへの保育について」ですが、近年、個別的配慮を要するお子様の増加の傾向がございますので、そういったお子様の受け入れを円滑にするためにも、本市からの決定に基づき統合保育事業の委託を受けることを条件に記載しております。それから、「(7)子育て支援事業について」ですが、利用者だけではなく、地域での子育てを支援するサービスの提供等を実施することを条件としております。

項番5「職員の配置等に関すること」の「(1)保育所」についてですが、「ア施設長」として専任の正規職員の配置を求めています。市内のどの保育所におかれましても、施設長だけではなく主任保育士も配置されていますので、「イ主任保育士」として専任の正規保育士の配置を条件としております。それから、「ウ保育士」のところに挿入している表ですが、国基準の配置基準よりも手厚い芦屋の配置基準で配置いただくことを条件としております。3頁に移りまして、「(2)小規模保育事業A型」においても施設長を条件にはしてありますが、主任保育士については、定員が19人という少人数での施設において、保育所の条件のようにさらに主任保育士を配置することを条件とするのは、応募する事業者にとってはかなり厳しい条件になりますので、そこまではしない方がより多くの事業者の応募が見込まれると判断いたしました。ただし、保育士の配置基準については、保育所同様、国基準よりも手厚い配置を行うことを条件としておりますことと、「ウその他」としまして、朝夕の子どもが少ない時間帯においても、職員は常時2人以上ということは条件とさせていただいております。

項番7「給食に関すること」の(3)についてですが、小規模保育事業について外部搬入が制度上認められておりますので、それを禁止するものではございませんが、原則的には自園調理と考えておりますので、外部搬入の規定は、但し書きとして記載をしております。また、芦屋ハートフル福祉公社敷地を活用した保育所が開園した後は、給食を搬入するときは当該保育所のみからとしていただくことも条件としております。

項番8から項番12までにつきましては、これまでに実施した公募条件と大きな変更はございませんので、説明を省略させていただきます。5頁をご覧ください。項番13「その他」の「(1)選定された事業者に限り、誓約書を提出すること。」についてですが、昨年度、市内の社会福祉法人で一部の職員による不適正な会計処理についての報道があった後、浜風幼稚園敷地における幼保連携型認定こども園の設置運営事業者の辞退ということがございましたので、選定された事業者については、不正な運営はなく今後もそのような事態を発生させない旨の誓約書を提出いただくことを記載させていただきました。

続きまして、資料2-3をご覧ください。こちらでは今後のスケジュールを記載しておりますが、12月から募集要項の配布を開始しまして、2月上旬に応募書類の受付を行い、記載のとおり3月上旬に書類審査、3月下旬に事業者面接、4月中旬に実地調査といった3段階の審査を経て、来年4月下旬に事業者を決定したいと考えておりました。ただ、皆様への資料発送の後に、副委員長

の麻木先生のご職業上、2月から3月15日の確定申告の時期に1次審査などが重なりますので、少し見直しをさせていただきたいと考えております。今回の選定委員会までには、開園日は遅らせずに、そこまでのスケジュールを改めるという観点で、スケジュール案を修正したものをご提示させていただきたいと思っております。配慮に欠けておりました。誠に申し訳ございません。

前半部分の説明は、以上です。

(委員長) 事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いいたします。

(野村委員) 資料2-2の4(2)の、個別的配慮を要する子どもへの保育についてですが、市からの決定に基づきとのことですが、具体的に何名という基準がありますか。

(事務局田中) 現在、統合保育につきましても、市の委託事業ということで実施要綱があり、その中では各園3名を上限としてお願いしております。今後については実施要綱ですので変更があった場合は増減があるかもしれませんが、現状では上限を設けています。

(野村委員) 今回は3名ということですか。規模が様々ですが、それでも3名ですか。

(事務局田中) 現時点におきましては1施設上限が3名としています。現時点の要綱です。

(委員長) クラスの人数は国基準があり、それより厳しくしていますので、割合は変わらないと思っております。

(有田委員) 3名というのは1クラスに3名ですか。

(事務局田中) 1つの施設に3名です。

(有田委員) それは私立も公立も同じですか。

(事務局田中) 同じです。

(有田委員) 資料2-2の13(1)の誓約書ですが、これは今回、問題があった施設があったから初めて誓約書ができたのですか。

(事務局田中) 昨年度、市内の法人についての報道があったのが6月上旬でした。6月15日から南芦屋浜の公募が始まりまして、その事業者から誓約書を頂いております。参考資料の最後に昨年度の誓約書があります。報道があつてから準備をしましたので、当初から募集の条件に誓約書を提出する旨を書けませんでした。事業者が決まってからお願いし、誓約書を出していただいております。それから浜風幼稚園跡地の事業者にも出していただいております。今回が、提出いただくとなれば3件目になるかというところです。

(委員長) 個別的配慮を要する子どもへの保育についての3名がクラスと施設では割合が違いますが、特別な配慮に対する加配の配置の基準はどのようになっていますか。

(事務局田中) 委託事業を受けていただくにおいて、委託料を支払います。1人つけていただくということで考えられる1人分を委託費として払っています。職員については加配1人をつけていただくようお願いしております。

(委員長) それは設定されている定員以外にということですね。皆さんの聞いたかったことは何パーセントの子どもがいるのかで保育に対する手厚さが変わってくると思っておりますが、定員数に関わらず園で3名という設定ですか。

(事務局田中) 現状におきましては60人だと3人で、20人だと2人等という規程はありませんので、1施設3名です。

(野村委員) 個別的配慮のことについてですが、規程は今まであったのですか。

- (事務局田中) 公立につきましても上限は3名です。実施要綱は委託を受ける事業者についてですので、公立は3名と明記されているのかと言いますと少し違うのですが、公立も同じ扱いをさせていただいていますので、公立におきましても1施設3名とさせていただいております。
- (瀧川委員) 4(1)ですが、今回運営するのは平成32年度からということ考えた時に保育所保育指針は3月に改定されたものという理解でよろしいですか。
- (事務局田中) 資料2-2 4(1)ですが、一番早くて小規模保育事業所が平成31年の1月開始ですので、その時点では改定されていますので、対応としましては改定後の保育所保育指針と考えています。
- (瀧川委員) その前提で、保育課程は括弧書きで「全体的な計画」と明記されていたほうが良いと思います。今回の改定で保育課程という言葉が無くなり、新しくは全体的な計画になりますので、「全体的な計画(保育課程)」とされたほうが分かりやすいのではないかと思います。
- (委員長) 「等」をつけられたほうが良いと思います。食育計画等が全部、全体計画の中に入りますので「全体的な計画(保育課程並びに指導計画他)」と書かれていたほうが良いと思います。
- (事務局田中) 再度保育所保育指針に適応した書き方に精査します。
- (事務局伊藤) 先程の統合保育の補足です。加配の保育士の配置ですが、児童精神科医の先生にご指導いただいておりますので、その先生の判定で1対1、1対2、1対3の割合になっていますので、必ずしも要配慮児の方1人に対して1人の配置にはなっていない状況です。小規模保育事業であれ保育所であれ1施設3人ですが、園の受入れ実態と合わせての兼ね合いですので、小規模保育事業でも3名受入れないといけないというわけではありません。最大3名ということです。
- (委員長) いずれにしても利用者主体の対応ということですね。  
特にならなければ、事務局は次の資料説明を行ってください。
- (事務局田中) それでは、選定方法に関する内容等について15分程度お時間をいただき、説明させていただきます。しばしお付き合いよろしくお願いたします。  
まずは資料2-4をご覧ください。1頁と2頁に記載しています表の部分は、この後説明させていただきます資料2-5の選定基準の表と整合をとっておりますので、後程説明をさせていただくといたしまして、まずは審査の方法について、こちらの資料にて説明をさせていただきます。  
今回の募集における特徴的なこととしましては、審査を3段階にしている点が挙げられます。まずは第1次審査として書類審査を行い最大3事業者に絞り込み、第2次審査として事業者面接を行い最大2事業者に絞り込み、第3次審査として実地調査を行い事業者の選定をするというものです。  
それから、今回の募集でも変更していない点としましては、それぞれの審査において、各審査項目で5割以上、合計点の7割以上を基準点として、それ未満の事業者は審査を通過できないものとしております。  
では、項番1「第1次審査(書類審査)」についてですが、今回初めて第1次審査として単独で書類審査というものを行いたいと考えております。その理由としましてはこれまでの募集における審査を通じて、書類が整っていない事業者については、面接審査を行っても、書類から受ける印象と変わらないということがわかりましたし、書類審査でも一定事業者を絞り込むことは可能で

あるのご意見を、これまで選定委員の方からいただいたこともございまして、第1次審査として書類審査で最大3事業者に絞り込むということとしております。

2頁に移ります。項番2「第2次審査（事業者面接）」についてですが、第1次審査を通過した最大3事業者について、第2次審査として事業者面接を行いますが、事業者の代表者として責任をもって対応できる方3名を上限に面接を実施し、最大2事業者を選定します。なお、第1次審査と第2次審査は審査項目を同じものとしておりますので、得点については第1次審査と第2次審査を合算せず、第2次審査の事業者面接の得点をもって最大2事業者を選定するものとしております。

最後に、項番3「第3次審査（実地調査）」についてですが、事業者から指定いただいた運営施設において実地調査をさせていただくものです。こちらにつきましては、最大2事業者の施設を、同日に調査を行うのは難しいため、第3次審査としては2日に分けて選定委員会を実施することになりますが、両方の運営施設を調査いただけた方の点数のみ採用させていただきたいと思っております。それから、昨年度に幼保連携型認定こども園を公募した際は応募資格として、幼稚園でも保育所でもよいとしていたため、給食施設の有無でそもそも違いがあり得るために、実地調査において公平な審査が必ずしも担保されないと判断し、実地調査は行わない選定方法で、南芦屋浜の認定こども園の運営事業者を決定させていただいたのですが、今回の選定は児童福祉施設の運営実績を条件としていますので、公平な審査が担保できると判断し、実地調査を行うものです。事業者の選定につきましては、第2次審査と第3次審査の得点の合計が上位の事業者を選定いたします。

それでは、次の資料に移ります。資料2-5をご覧ください。

表の一番左の列の審査項目の「1事業者の状況」の配点が25点となっておりますが、昨年度の認定こども園の募集においては20点の項目でした。変更にしたのは、左から3列目の区分という列における「(1)事業者概要等」を10点から15点に5点増やしたことによりですが、理由としましては、その右横の「審査・評価内容」という列の一番下に「監査状況」という項目がございます。浜風幼稚園敷地における幼保連携型認定こども園の設置運営事業者の辞退ということがございましたので、これまで以上に配点を加えたものでございます。

次に審査項目「2園の組織・体制」の区分「(1)全体計画」の配点について、昨年度認定こども園の募集をした際は、1号認定子どもの選定方法という項目を審査・評価内容としておりましたが、今回は保育所・小規模保育事業ということで子どもの入所については市で利用調整を行いますので、審査・評価内容から削除していることに伴い、15点配点だったところを、今回は10点配点にしております。

2頁はこれまでと同様ですので飛ばしまして3頁をご覧ください。左から3つ目の列の15点配点としております「(4)地域との連携等」という区分について、昨年度認定こども園の募集をした際は10点配点としておりましたが、その二つ右の列の【様式11関連】という審査・評価内容の下2つの項目「小学校との連携等」「家庭的保育事業等との連携」という内容を、その2つ下の行にあたります【様式13関連】「(6)その他の提案」という区分の審査・評価内容から

移動させました。その理由としましては、運営施設が地域や小学校等とどのような連携をするのかという点で一つに集約できるものと判断したためです。それに伴い、「(4)地域との連携等」は昨年度より5点加点し15点とし、「(6)その他の提案」は昨年度より5点減点し、15点に変更しております。

4頁をご覧ください。実地調査で確認いただく内容を整理させていただいておまして、応募書類の【様式1関連】から【様式5関連】までと、【様式13関連】については、実地調査で審査・評価内容とはしにくい内容であるため、【様式6関連】から次の頁にわたりまして【様式12関連】までで区分けし、記載しております。その理由としましては、第1次審査・第2次審査でご提案いただいた内容が、現に運営されている施設で確認できるのか、ということで整理させていただいたものです。配点につきましても、第1次審査・第2次審査で加重を加えている要素を考慮しながら、10点満点から30点満点までの配点とさせていただきます。それから、6頁と7頁に実地調査で事業者側に準備いただく書類の一覧を、それぞれの審査項目に区分しながら記載をさせていただきます。

続きまして、資料2-7をご覧ください。こちらの資料では採点方法を記載しております。

項番1「採点方法」の(1)では、マイナスを除く整数で採点をいただくこと、(2)では、4種類の配点がございまして、それぞれの基準を記載させていただいております。(3)では、先ほど実地調査が2日にわたった場合に両方に携わった委員の採点を採用する旨説明させていただきましたが、そのことは第1次審査でも、第2次審査でも同様の取り扱いとすることを記載しております。(4)では、選定委員会としての点は委員の合計点ではなく、区分ごとの各委員の平均点を選定委員会としての点とすることを記載しております。

続きまして項番2「留意事項」ですが、(1)では、第1次審査・第2次審査・第3次審査いずれにおいても、各審査項目の5割を基準点とすることを記載しております。(2)では、全体の得点の7割を基準点とすることを記載しております。(3)では、審査通過の可否を左右するような同点事業者が発生した場合の優劣の考え方を記載しておりまして、市内法人を最優先とし、その後記載の順で優先していくものとしております。

最後に参考資料として事前に配布させていただきました「参考資料：昨年度に実施した募集における応募書類等」をご覧ください。こちらは、昨年度の募集での応募書類となっております。事業者の選定においてはこのような書類を基に、委員の皆様へ採点をお願いしておりました。この度の募集におきましても基本的にはこの内容をベースとしながら、本日この場でご審議いただいた内容を踏まえ、次回の選定委員会にはこの度の募集における応募書類の案をご提示させていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(委員長) 事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

(野村委員) 麻木副委員長に税理士という立場からお伺いしたいのですが、今回資料2-5の(1)の一番下の監査状況で項目を増やされたとのことですが、昨年度のことを踏まえて加えられたとのことですが、これによって昨年度のようなことは起こらないということですか。

- (副委員長) この監査は財務監査に限ったことではありませんでしたよね。
- (事務局田中) 事例として見ていただきたいのですが、参考資料という昨年度応募資料の25頁に様式2-7法人の自己評価・第三者評価等の取組・監査状況の下に監査状況がありまして、ここでの監査は財務監査に限らず法人を所轄するところが法人に対して監査をします。運営施設についても定期的に監査が入ります。運営している施設も法人も直近の監査の結果全てを提出くださいとこれまでもしておりました。新たな項目ではなく、元々させていただいています。定期的な監査ですから、監査が入ることは当たり前ですが、どのような指摘をされ、どのような改善策をしているのか、特別監査がされているのであれば、そこについての評価をしていただくものですので、監査をどのように受けているのか一定昨年度の事例を踏まえて配点を高くしましたが、必ずしも見抜けるのかというと、所轄庁が分からないことや指摘していないことは採点として考慮することは難しいと考えています。
- (瀧川委員) 実地調査は平日にお伺いすることを前提にしているのですか。
- (事務局田中) 実地調査につきましては、こちらが日にちを指定します。選定委員の皆様が多く出席できる日を調整します。日曜日になると園の運営ができませんので、基本的には平日の子どもがいる状況を見させていただきたいと思います。
- (野村委員) 今回、実地調査をするということはいいいのですが、前は事業の種類が違うからしないということですが、やはりされた方がいいと思います。
- (委員長) 今まで関わらせていただいていたいて、今回一件の事柄を配慮されて細かく協議されて作られたと思います。採点方法は共通しないといけません、実地調査をする時に、施設によっては遠くなると思いますが、願わくば同じ日に見た方が選定する側は同じ視点で見ることができます。採点方法はこれが絶対で規定的に動くわけではなく、融通が利く形が可能なのかお伺いします。
- (事務局田中) 実地調査を1日で見ることについては可能であれば目が変わらないうちに見ることがいいと思います。市内の事業者ばかりであれば1日で見ることでも可能だと思いますが、事業者が希望した施設を見に行くことが公平な観点だと思います。こちらでここを見に行きますと言ってしまうと、市の判断が入ったのではないかと考えられかねませんので、事業者がどこを見ていただきたいかを最優先に考えますと、1日でできるとは限りません。2事業者であれば別日になるのではないかと思います。
- (委員長) 別々にすることは決定なのですね。例えば隣りあう施設であっても1日で見るという融通はきかないということですね。状況によって融通が利かすことが可能な設定なのか、別日で決定なのか、いかがでしょうか。
- (事務局田中) 午前と午後に分かれてしまうことで活動が違うので午前中に2か所回れる、午後に2か所回れるのであれば調整は可能だと思います。
- (委員長) 可能なのですね。可能かどうかをお聞きしています。
- (事務局三井) 公表してからはできないと思います。公表して事業者を募集しますので、例えば自分のところは午睡している子が多いから不利だったと言われることも考えられます。
- (委員長) 設定の中に別日に訪問すると明言されるということですね。
- (事務局三井) そうです。公表前ならば変更は可能です。
- (委員長) そこが聞きたかったのです。別日に行くことで心づもりをする必要があるということですね。

- (副委員長) 原則としてという文言を入れることはできませんか。
- (事務局三井) 元々、1回目に公募した時は実地調査がありました。幼稚園も来るだろうと考えていましたが、様々などところを見たいということで実地調査を入れました。その中で、例えば、給食を食べているところを見る、見ない等、条件が変わる中を見るということは、事業者にとっては不利だったということになるといけないということで2回目は実地調査をしたほうが良いという意見をいただきましたが、そこを無くしました。今回、午前中の活動と午後の活動と違いがないという整理ができれば可能ですが、公平感を保つとなると同じ条件になると思います。
- (委員長) 私たちも午前中に行くという調整を予めできるような体制を取っておく必要があるということですね。
- (事務局三井) 午前中からお昼ごはんを食べる状況まで見たいと思っています。
- (委員長) そのようなクレームが出たのですか。
- (事務局三井) 出てくる可能性があるということです。
- (委員長) 4日間になるということですね。
- (事務局三井) 1次選考で1日、2次選考で3事業者来ますので午前に1事業者、午後から2事業者、3次選考が2日間、午前から昼までと考えていただけたらいいと思います。
- (委員長) 小規模保育事業と保育所と2回あるということですね。
- (事務局田中) 小規模保育事業と保育所を同じ事業者が運営していただきますので、見に行く施設は1つずつです。
- (事務局三井) 2か所の保育所あるいは認定こども園に見に行きます。
- (有田委員) 実地調査は1日の中で何時から何時に行くという決まりは特にありますか。
- (事務局田中) 事業者には何時から何時を予定していますという到着時間は伝えます。終わりの時間もおよその時間を前もって連絡させていただきます。選定するには書類も確認しないといけませんので、会議室を準備くださいなどの事務連絡をさせていただきます。
- (有田委員) こちらが見たいだけ見ることができるということですか。
- (事務局田中) 見させていただきます。ただ、個人情報を取り扱う書類については事業者とともにということはあるかもしれません、基本的には書類は準備いただいて、私たちが見させていただくという流れでしたいと思います。
- (鎮委員) 実地調査のところが大事だと思います。それで言うと結局新しい園や小規模保育事業は子どものために有意義であることが大前提だと思いますので、保育の内容や環境の評価の基準が私たち全員である程度このようなところはこうだよねということが分かっておく必要があると思います。子ども一人ひとりに対して理解を深め受容し、信頼関係を築いているかということとは分かりますが、どのようなところの視点を見るのかをある程度共通認識しておかないと、バラつきがでてしまい、結果的に子どもにとって不利益になると思います。どのように進めていくのですか。
- (事務局田中) 書類審査においても財務についても専門性が高い部分がございます。できるだけ事務局としましても、事務局視点で気になるところを皆様に判断していただくような補助的な資料を作成いたしますし、実地調査についても準備していただく書類がありまして、どれだけ書類が整っているのかも1つの判断材料になりますし、そのような点につきまして先生方の視点の質問や確認事項があれ

ば皆様で共有しながらそれぞれで採点していただくということをこれまでしてきました。

(鎮 委 員) 保育所か認定こども園を見学させていただいて、そこでの保育内容で小規模保育事業もこの事業者に任せて大丈夫だという判断をするということですね。

(事務局田中) 今回の提案については小規模保育事業、0歳児から2歳児に特化した施設と保育所という0歳児から5歳児までの施設を応募するにあたり、事業者はどの施設を見ていただきたいかという希望を聞きますので、ねらいを持って提案していただくこととなります。そして、その施設を見てそこでの保育から小規模保育施設や保育所を任せると判断していただくような流れになります。

(委 員 長) 乳児クラスを見ていただくことになるのかと思います。

(野村委員) 他の委員の皆さまは保育園についてよくご存知ですが、私自身は子どもが保育所に行っていなかったもので、よろしければ市内の保育所等を個人的に見せていただいて、このような保育をされているということを教えていただきたいと思います。最終的に実地調査するのが2事業者ですが、1事業者しか残らず、点数が達しなかった場合、どうされるのですか。選定されない可能性はありますか。

(事務局田中) 可能性としては起こり得ます。基準点は各審査項目でありますので、それを超えなければどこも決まらない可能性があります。我々は無理に選定いただくのではなく、そうならないようにするために募集条件で他市にはない魅力的な条件を記載したり、周知活動をしっかり行ったところ、昨年度の応募は7事業者ありました。多くの事業者が応募いただいて、選定いただくとそのような事態の可能性は少なくなると考えています。

(野村委員) 結果、してみないと分からないということで、可能性があるということですか。

(事務局田中) 可能性としてはあります。そこを無理に選定してくださいというつもりはありません。そうならないように多くの事業者が来ていただくことができるような努力はしたいと思います。

(委 員 長) 今までも一度だけありましたね。

(事務局田中) 小規模保育事業所を過去3回募集しまして、平成27年秋口の公募については事業者からの応募がありましたが、見合うものがなく、選定されなかったという事例もあります。

(野村委員) 選定されずに選定し直したのですか。

(委 員 長) そういうことがあったということです。必ずしも決めようと無理な審査はしなくていいです。

不安感は私たちもありますが、3回の採点の事前にどのような共通項を持って採点するのかの時間を持ちますので、その時に審査員の基準の公平化を図りたいと思いますので、ご協力お願いします。特に無いようでしたら今回、事務局からいただいた原案で進めてよろしいですか。

#### 【異議なし】

(委 員 長) それではそのように決定させていただきます。事務局から何かありますか。

#### 【事務局から連絡事項】

(委員長) それではこれもちまして第1回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

<閉会>